

令和7年度低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に係る広告委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理に係る広告委託業務

2 目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処理期限が定められている。このうち、低濃度 PCB 廃棄物については令和8年度末までに処分委託する必要がある、処理期限が迫っているが、未だ低濃度 PCB 含有機器を使用中または低濃度 PCB 廃棄物を保管中の事業者がいることから、期限内処理に向けて周知を行う必要がある。

本業務は、県民や事業者、特に低濃度 PCB 廃棄物保管事業者及び低濃度 PCB 使用製品所有事業者に対し、低濃度 PCB 廃棄物等の期限内処理を広く周知することを目的とする。

3 適用

本仕様書は、本委託業務の内容の詳細に関し、以下のとおり規定する。

4 委託業務期間

委託契約日から令和7年12月26日まで

5 委託業務内容

低濃度 PCB 廃棄物の期限内処理について、新聞広告を利用して周知を図るものとする。

- ・掲載紙：沖縄タイムス、琉球新報、宮古毎日新聞、宮古新報、八重山毎日新聞、八重山日報
- ・掲載日・回数：掲載日は委託者と協議の上、決定する。掲載回数は1回とする。
- ・広告方法：半5段フルカラー
- ・デザイン：掲載する広告のデザインについては、複数の案を作成し、委託者と協議の上、決定する。

※参考資料：

①環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて」

(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full19.pdf>)

②環境省パンフレット「調べて適切に処分！低濃度 PCB 廃棄物」

(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/pdf/pamphlet.pdf>)

③環境省チラシ「あなたの作業場や倉庫は大丈夫！？低濃度 PCB 廃棄物」

(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/pdf/flyer.pdf>)

6 著作権及び所有権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託業者の責任と費用を持って処理すること。

7 業務計画

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、沖縄県環境部環境整備課（以下、「環境整備課」という。）に来庁し、県と業務委託内容についての打合せを実施すること。
- (2) 受託者は、上記(1)で実施した打合せの内容を踏まえて、作業工程、事業実施者等を取りまとめた「業務実施計画書」を作成し、県に提出すること。
- (3) 計画書に沿った業務の遂行に支障が生じる可能性がある場合、県に報告したうえで計画の修正を行うこと。

8 再委託について

- (1) 受注者は、契約の全部の履行を一括して第三者に委託し、又は請負わせることはできないものとする。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。

○契約の主たる部分契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

- (2) 受託者は、契約の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により県の承認を得なければならない。ただし、報告書や資料の印刷、製本といった軽微な業務については、この限りではない。

9 成果品

本委託業務の成果品は、次のとおりとし、環境整備課へ納入すること。

- (1) 新聞広告の電子データを収納した DVD-ROM 又は CD-ROM 1 部

10 機密情報の保持

- (1) 受託者は、作業者が業務遂行に際して知り得た業務内容や個人情報を第三者に漏らし、複製し、目的外に利用し、又は持ち出しすることがないように、作業者に対し守秘義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本委託業務を遂行するために提供されたすべての業務情報及び個人情報を返却するとともに、作業用コンピュータ等に登録された業務情報及び個人情報を完全に消去すること。

11 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、県と綿密に連絡を取り、その指示等に従い、誠実に業務を遂行するものとする。
- (2) 委託業務の作業に係る作業場所及びデータ作成に係るパーソナルコンピュータその他委託業務に必要な備品等については、受託者が用意するものとする。
- (3) 委託業務遂行に当たり必要となる人件費、諸手当、消耗品、通信費その他諸費用については、全て契約金額に含まれるものとする。
- (4) 本書に記載のない事項については、県及び受託者が協議して決定するものとする。